

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和7年 10 月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 2500019 号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第 2500004 号

第1 結論

平成3年3月、平成4年2月及び同年3月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成3年3月
② 平成4年2月及び同年3月

請求期間①及び②について、いずれも失業したため、国民年金の加入手続をして、納付書により、郵便局又は金融機関の窓口で国民年金保険料を納付した。しかし、年金記録では、請求期間①及び②における国民年金の加入記録及び保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者が国民年金に加入していたと記録されている期間については、全て国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者が請求期間①及び②において国民年金に加入していた記録はない上、請求者が請求期間①及び②当時から現在まで住民登録しているA市が作成する国民年金システムの資格得喪記録によると、オンライン記録と同様に、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金の加入記録はなく、請求者が請求期間①及び②において国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は「*」であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続は、A市役所又はB社会保険事務所(当時)のどちらかで行い、加入手続の際に入手した納付書により、C郵便局又はD金融機関のどちらかで国民年金保険料を納付した旨述べているが、請求期間①及び②当時、国民年金の加入手続は、市区町村に対して行うものであり、A市は、当時、国民年金の加入手続を行った者に対する納付書の交付について、その場ではなく、後日郵送していた旨回答している上、請求者が保険料を納付したとする両金融機関は、いずれも請求期間①及び②当時の保険料に係る領収書の金融機関控え等の書類は保存期間を経過しているため保存していないと回答している。

このほか、請求者が、請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。